（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例）

第九条　第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第十条　第八十四条第一項の熊本地震災害復旧対策調査官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後	改正前
（企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官）	（国際調整企画官、国際理解教育専門官及び海外子女教育専門官）
第十六条　調査企画課に、企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官それぞれ一人を置く。	**第十六条**　教育改革・国際課に、国際調整企画官、国際理解教育専門官及び海外子女教育専門官それぞれ一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する重要事項についての企画及び立案（初等中等教育局及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に参画する。	2　国際調整企画官は、命を受けて、教育改革・国際課の所掌事務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
3～5　［略］	3　国際理解教育専門官は、国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。
［条を削る。］	4　海外子女教育専門官は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
	（企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官）
	第十七条　調査企画課に、企画官、分析調査官、国際教育統計専門官及び外国調査官それぞれ一人を置く。
	2　企画官は、命を受けて、児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する重要事項についての企画及び立案（初等中等教育局及び教育改革・国際課の所掌に属するものを除く。）に参画する。
	3～5　［同上］

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例）

第八条　第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第九条　第八十四条第五項の熊本地震災害復旧対策調査官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教育人材確保専門官）

第十七条　［略］

（国際調整企画官、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官）

第十八条　国際教育課に、国際調整企画官、国際理解教育専門官、海外子女教育専門官、外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官それぞれ一人を置く。

2　国際調整企画官は、命を受けて、国際教育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　国際理解教育専門官は、国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

4　海外子女教育専門官は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5　外国人児童生徒教育専門官は、本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　日本語指導調査官は、海外から帰国した児童及び生徒並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒に対する日本語の指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（女性政策調整官、安全教育調査官及び青少年有害環境対策専門官）

第二十一条　男女共同参画共生社会学習・安全課に、女性政策調整官、安全教育調査官及び青少年有害環境対策専門官それぞれ一人を置く。

2　［略］

（教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教育人材確保専門官）

第十八条　［同上］

［条を加える。］

（女性政策調整官、外国人児童生徒教育専門官、日本語指導調査官、安全教育調査官及び青少年有害環境対策専門官）

第二十一条　男女共同参画共生社会学習・安全課に、女性政策調整官、外国人児童生徒教育専門官、日本語指導調査官、安全教育調査官及び青少年有害環境対策専門官それぞれ一人を置く。

2　［同上］